

【対応の趣旨】

- 新型コロナウイルス対策として「接触機会の削減」、「移動の削減」を目的に、必要な対応を以下のとおりとします。

【期間】

- 新型コロナウイルスに係る総合対策本部が当該措置を解除するまでとします。

【必要な対応】

- 5月25日まで特定警戒都道府県とされていた5都道府県との間の不要不急の移動及び当該地域からの来学者の受入れについては、6月18日までは慎重(三密を避ける、行動履歴を把握・記録する等)にお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、職場環境における3つの密を避けるための対応が必要な場合は、職務命令権者(各キャンパス長、医学部附属病院長、各学部長等)は教職員に対して、在宅勤務を命ずることがあります。
- 学生については、各学部長・研究科長の判断により、資格試験に必要な実験・実習・実技及び卒業研究、特別研究の面接授業、その他教育上必要な面接授業を認めます。
- 研究活動は、原則、教職員及び本学と雇用契約にある者のみで行ってください。ただし、学部長・研究科長が認めた者については、感染防止に最大限の配慮をして、必要最低限の時間により研究活動を行うことを可能とします。
- 会議・打合せについては、テレビ会議やZoom等のオンライン開催により、ひとつの会議室等に密集することのないように注意してください。また、やむを得ず複数が同じ会議室等で会議・打合せを行うときはマスクを着用してください。
- イベント(オープンキャンパス、就職ガイダンスなど)は原則オンラインにより実施してください。
- 学内施設の外部への一般開放及び貸し出しは原則禁止とします。ただし、公的機関及び資格試験(英検など)を主催する団体への貸し出しは可能とします。
- 懇親会、食事会等で多数が集まるものについては、できる限り自粛してください。なお、少数が集まるものについては、間隔を空けるなどの感染症対策を徹底して実施するものは制限しません。
- プライベートにおいても3つの密(①換気の悪い密閉空間、②多数が集まる密集場所、③間近で会話や発声をする密接場所)を避ける行動を心がけてください。

【各自の対応】

- 自身の体調を管理(毎日体温を測る等)してください。
- 体調が悪いときや不安を抱えているとき又は濃厚接触者の疑いがある場合(新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触があった者等)は山形大学保健管理センター(023-628-4154)に連絡し、その指示に従ってください。